

福島第一原子力発電所における年末年始の 新型コロナウイルス感染防止の追加対策について

2021年12月23日



東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における年末年始の新型コロナウイルス感染防止の追加対策



<概要>

- 全国的に新型コロナウイルス感染者数が減少している状況であるが、オミクロン株の発生により感染が再拡大に転じるリスクを踏まえ、発電所運営に支障がないよう年末年始の追加対策を講じる。なお、今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでいく
- 年末年始の追加対策として、東京電力HD(株) 社員及び協力企業作業員を対象に、2021年12月25日(土)から2022年1月3日(月)まで（跨ぐ場合を含む）の期間、現在実施中の対策に加え、以下の対策を実施
 - ・福島県外への移動者は、福島県に戻る前に抗原検査
 - ・福島県内在住者が福島県外からの来訪者と接触した場合、出社前に抗原検査
- 出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食等の基本的な感染防止対策は引き続き実施
- 現時点（12月22日15時）では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、104名（社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員92名、取引先企業従業員1名）、うち、9月2日以降の累計感染者数はゼロ
- 感染者発生に伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（1/4）

TEPCO

＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- ・発電所各所で実施し、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可



■ 食堂での対面喫食禁止、黙食の徹底、椅子の間引き（継続実施）

■ 県内外及び単身赴任者などの移動（継続実施）

- ・勤務地及び自宅周辺の感染者状況を踏まえ不要不急か各自がより慎重に判断

■ 行動履歴の確認（継続実施）

- ・具体的な「行動履歴の記録」を徹底

■ 会食及び会合（継続実施）

- ・リスクを考慮の上、慎重に判断
- ・新しい生活様式を遵守の上、「3密」「大人数」「不特定多数」を回避
- ・具体的な「行動履歴の記録」を徹底

■ 日常の健康管理など（継続実施）

- ・出社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

- ・福島県外からの新規入所者※にあたっては、入県前に「2週間の行動履歴」及び「抗原検査を実施し、結果に問題が無いこと」を確認

※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（2/4）



＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

■ 新型コロナワクチンの職域接種

- ・6月28日より実施。現時点で接種を希望している対象者（約3,700名、うち、社員約950名、協力企業作業員約2,750名）への職域接種については、9月14日の接種をもって完了
- ・3回目の職域接種について検討を開始

■ 年末年始の追加対策（新規追加）

- ・期間：2021年12月25日(土)から2022年1月3日(月)まで（跨ぐ場合を含む）
- ・内容：現在実施中の対策に加え、以下の対策を実施
 - ・福島県外への移動者は、福島県に戻る前に抗原検査
 - ・福島県内在住者が福島県外からの来訪者と接触した場合、出社前に抗原検査

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（3/4）



<東京電力HD(株)社員>

■ 出張の制限（継続実施）

- ・移動のリスク等を踏まえ厳選（対応可能な場合は、web会議を優先）
- ・他立地県（新潟県若しくは青森県）への出張は、移動前に抗原検査を実施

■ 会食、会合、イベントへの参加自粛（継続実施）

- ・会食はリスクを考慮の上、慎重に判断、「3密」「大人数」「不特定多数」での会食を回避、具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- ・家族を含め、上記回避・自粛ができなかった場合において、会食日を起点に2週間の在宅勤務又は休暇取得による非出社、若しくは、会食日5日後以降に抗原検査を受検し、陰性であれば出社可

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- ・全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- ・感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所へ報告

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・全所員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（継続実施）

- ・計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・社給PCやiPadによる在宅勤務を推進

■ 独身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- ・交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（4/4）



<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- ・感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

■ メーカー及び協力企業における来訪時の取り扱い（継続実施）

- ・来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制



- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制
- 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている
- 通勤バスの扱い
 - ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
- 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避
 - ・ 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
 - ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
 - ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
- 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策
 - ・ 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
 - ・ 追跡調査のため出入者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）
- 運転員の執務環境関係
 - ・ 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
 - ・ 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施
- 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止
 - ・ 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 感染者が出したときの対策（東京電力HD(株)及び協力企業作業員共通）

- ・ 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・ 感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・ 濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- ・ 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・ 感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・ 濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・ 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 観察状況

- ・ 観察者の受入れは、緊急事態宣言の解除に伴い、10月1日より再開

■ 各装備品の取り扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどをしている